

令和 8 年度 入札監視委員会議事概要

東北防衛局

開催日及び場所	令和 8 年 7 月 2 日（木） 仙台第 3 号同庁舎 8 階 第 2 会議室
委 員	委 員 長：伊 永 大 輔（大学教授） 委 員：上 林 佑（弁護士） 委 員：棚 橋 則 子（大学准教授） 委 員：八 島 徳 子（公認会計士・税理士）

I - 2 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間		東北防衛局 令和 8 年 1 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日	
審議対象件数		8 8 件	
1 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数		1 1 件	（審議概要） ・ 契約状況の説明 ・ 抽出案件の概要説明 ・ 抽出案件の審議
建設工事	一般競争（政府調達協定対象）	0 件	
	一般競争（政府調達協定対象外）	7 件	
	指名競争	0 件	
	企画競争	0 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルタント業務等	一般競争（政府調達協定対象）	0 件	
	一般競争（政府調達協定対象外）	4 件	
	プロポーザル方式	0 件	
	随意契約	0 件	
○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	意 見・質 問		回 答
	○建設工事及び建設コンサルタント業務 1）設備工事における高落札率かつ 1 者応札について ① 霞目（7）格納庫新設電気その他工事 ② 陸自八戸外（7）構内通信線路等整備工事 ③ 三沢（7）構内通信線路等整備その他工事 ④ 海自大湊（7）ドック改修電気工事 1 高落札率かつ 1 者応札となった理由はどのようなことが考えられるか。		高落札率については、予定価格超過により各案件とも複数回の入札を行った結果、予定価格を下回ったためと考えられる。更に④の落札者は、自衛隊施設の工事をよく受注しており、当局の積算方法をよく理解しているため、高落札となったものとする。

○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	2 ②・③について、予定価格超過により3回入札をおこなっているが、1回目の入札金額と落札金額の差が大きくなった理由はどのようなことが考えられるか。 金額の差が大きくなった理由は理解したが、2回目までは高額で入れてきており、3回目で予定価格のほぼ真下をくぐるような金額で入っているが、どのような理由が考えられるか。 「標準図活用発注方式(B-3方式)」というのはどのような発注方式か。 B-3方式で発注し、設計変更後に工事着手というのは2度手間ではないか、設計業務が完了してから工事を発注すれば良いのではないか。 想像ですが、概略図面・数量にて予定価格を作成し、入札をおこなっていても、設計変更後に金額が大きく変動するので企業としては参加しにくいのではないか。 もっと多くの企業が参加できるように発注方式があると思う。 3 ②・③について、1回目入札前に積算の内訳点検を行っているのことが、入札者の積算は適正だったのか。 どのように点検したのか。今回予定価格と1回目の入札金額に大きく乖離があったが、それは適正だと言えるのか。 4 ②・③について、2回目の入札前に補足説明をおこなったのか。また、2回目の入札までにどのくらいの積算期間を設けたのか。 2) 建築工事における高落札率について ① 三沢(7)隊舎新設等建築工事 ② 松島(7)受電所改修建築その他工事 1 予定価格超過により2回入札を行っているが、1回目の入札金額と落	1 者応札については、技術者不足により技術者を配置できる会社が入札公告時点で1者しかいなかったためと考えられる。 ②・③については、設計業務が完了していない工事を「標準図活用発注方式(B-3方式)」という方式で発注している案件である。 落札者は両案件とも同じ会社であり、設計業務が完了していないという不安感があり、1回目の入札価格は割増をおこなったと考える。 2・3回目入札前に、官側の積算方法について補足説明しており、2回目の入札までは落札者は価格の割増をおこなっていたが、3回目で落札者は補足説明を参考に積算して頂けたのではないかと考える。 設計業務が完了する前に概略の図面・数量にて工事を発注し、設計業務が完了次第その成果物をもって受発注者間の協議を行い、設計変更後に工事に着手する方式である。 通常であれば設計業務完了後、工事を発注するのですが、予算や工期の都合上、設計業務と同じ年度内に工事を発注しなくてはならないためである。 否定はできませんが、概略図面・数量というのは、その設計業務で作成中の図面・数量であり、完成形を見据えた途中の図面・数量であるため、大きく乖離した工事内容ではなく、参加企業が積算できる状態で発注をしている。 入札者は適正に積算・経費計算等を実施している。 点検方法は、入札者の工事費内訳明細書(適用、数量、他に、金額等を記載したもの)を確認している。金額の乖離については、適正な施工が通常見込まれない契約の防止するための確認ができれば適正と判断している。 補足説明については、入札者と調整の上、2回目の入札までに1営業日の積算期間を設けている。 ①・②とも、2回目入札前に、我々の官側の積算方法を補足説明している。具
-------------------------------------	---	---

○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	札金額の差が大きくなった理由はどのようなことが考えられるか。 2 1回目入札前に積算の内訳点検を行っているとのことだが、入札者の積算は適正だったのか。 3 2回目の入札前に補足説明を行ったのか。また、2回目の入札までにどのくらいの積算期間を設けたのか。 4 落札者について、他の工事でも毎回落札しているのか。 3) 土木工事における低落札率について 陸自秋田(7)法面整備等土木工事 1 競争性はあるが、低落札率となった理由はどのようなことが考えられるか。 2 予定価格と入札金額の差が大きい項目はどのようなものか。 3 予定価格の積算にあたり、見積徴収の金額は使用しているのか。 4 入札状況調書を確認したところ、多くの入札者において、辞退及び無効となっているのはなぜか。特に、辞退者の理由はどのようなことが考えられるか 今後の発注に生かせるよう、辞退者に理由を確認したほうがいいと思われる。 5 入札状況調書の評価点の内訳において、落札者は加算点がかなり低いが施工等に問題はないのか。	体的には刊行物の単価・市場単価・国交省の歩掛り・専門業者からの見積を採用している項目について説明している。 この補足説明を踏まえ、入札者に積算して頂き、1回目の入札金額と落札金額の差が大きくなったと考える。 適正であった。 補足説明については、①・②とも、2回目入札前に実施しており、入札者と調整の上、4営業日の積算期間を設けている。 この2者については、特定のエリア・工事を落札していることはありません。 本工事の落札者は、近年、当局発注工事の協力会社（下請け）としての実績はあるものの、元請けとしての受注実績が無いことから、積極的に受注することを優先し、結果的に当該価格で入札したとのこと。 差が大きい項目として、局側内訳書と比較した結果、直接工事費は、法面工事の「連続長繊維補強土と受圧板設置」の差額が大きく、その他、経費において、最も差が大きいのは一般管理費となっている。 見積を採用している主な内容は、材料費として法面工事に使用している連続長繊維補強土、施工費は連続長繊維補強土及び仮設工事に使用しているケーブルクレーンで採用し、材料費、施工歩掛の採用単価は土木工事積算価格算定要領に基づき、各社見積の平均値としている。 辞退は、入札書を入札書提出期間中に提出しなかった場合であり、無効は、入札書を提出したものの、開札後の施工体制の確認において追加資料を提出しなかった場合が対象となる。 本案件で辞退者の辞退理由については確認していないが、配置予定技術者の配置ができなくなったことが考えられる。 どのように確認するか、検討する。 加算点については、予定価格範囲内の入札者でもっとも最終評価点が高い入札者に20点を付与し、その他の入札者は、最終評価点に応じ按分して求められる点数を付与している。
-------------------------------------	--	---

○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	評価点の内訳は公表されているのか。 4) 設備業務における高落札率かつ1者応札について ① 青森(7)設備工事監理業務 ② 三沢外(7)火薬緒新設等設備設計 ③ 神町(7)設備工事監理業務 1 ①・③について、高落札率かつ1者応札となった理由はどうなことが考えられるか。 地域として、東北で発注すると、新潟県の会社は自動的に入札参加ができるのか。 2 予定価格超過により2回入札を行っているが、1回目入札金額と落札金額の差が大きくなった理由はどうなことが考えられるか。 3 1回目入札前に積算の内訳点検を行っているとのことだが、入札者の積算は適正だったのか。 4 ②・③について、2回目入札前に補足説明を行ったのか。また、2回目入札までにどのくらいの積算期間を設けたのか。 補足説明の内容について、説明を受けた入札者は、該当箇所の項目・金額等がわかるものなのか。 逆に説明をしない場合もあるのか。 他の企業でも積算方法がわかり、自社で積算して、自社利益と見合わないから入札参加しないこともあるのか。	最終評価点の項目は、企業や配置予定技術者の過去の官公庁等での実績などであり、低い点数でも施工に問題はないものと考えている。また落札者は防衛省の下請実績もあることから施工等に問題はないと考える。 公表している。 高落札率について、監理業務の積算は、仕様書に人工数や宿泊費等を記載及び国交省の歩掛り等積算方法が公表されており、予定価格を類推し、かなり近い金額で応札したと考えられる。 1者応札については、設備設計会社は非常に少なく、更に他の仕事をたくさん抱えており、受けて頂ける会社が1者しかいなかったためと考えられる。 本案件は青森県と山形県の監理業務だが、落札者は新潟から来ている。 競争参加資格がAであり、想定される予定価格が500万円以上の業務は、東北局の参加希望があれば全国どこでも参加できる。 1回目入札金額は入札者独自の積算方法で積算しており、前述と被ります。2回目入札前に、補足説明で官側の積算方法を説明したところ、大きく金額を下げて予定価格の範囲内に収まったものである。1回目金額は落札者が希望額を官側に教える思惑で入れてきたのではないかと考えられる。 適正であった。 ②・③とも、2回目入札前に実施しており、入札者と調整の上、②は1営業日の積算期間、③は当日の2時間後に2回目入札を行っている。 わかるものと考えます、補足説明を受ける入札者は、たいてい過去に受注されている企業であり、積算方法を理解している。本案件落札者も同様である。 説明をしないということはない。監理業務は、積算について、細かく記載及び積算要領が公表されており、そのまま積算すればほぼ落札が可能である。 あるものと考えられる。
-------------------------------------	--	--

○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	5 設備系業者は少ないため、参加者を増やす努力をしていると思われるが、効果はあったか。 事業規模に応じた競争参加資格を要求しないで下げたり、過去の実績は問わないとかで発注はできないのか。 安全保障と事業規模を分けて考えてもらいたい。安全保障については、変えられないと思うが、事業規模については、入札参加者が来なければ緩和するなどできるのでは。 不調案件でないと緩和できないものか、2度手間になってしまう。 今までの状況からしてみると、思い切ったことも必要なのではないかと思う。 競争参加資格が厳しいところだと思われる、そこを下げることは可能か。 Aの企業を増やそうとしても、参加者は増えないと思われ、更に、BとCの企業に参加できるようにしないと増えないと思われる。 あまり分けすぎると、手間が増えるので、発注規模は大きいけれどB以上等を検討して頂きたい。 5) 建築業務における高落札率かつ1者応札について 神町(7)建築工事監理業務 1 高落札率かつ1者応札となった理由はどのようなことが考えられるか。 2 積算方法等は公表されているが、1回目の入札で落札率がほぼ100%であり、ここまで精密に入札者は積算できるのか。	設備系業者と意見交換をする場を設けたり、挨拶・説明等に行ったりしているが、設備系業者に聞いたところ、高齢化・引退で技術者が不足していることと、企業として、新規参加・参入しようと思っても、競争参加資格が厳しいという事を聞いており、目に見える効果は今のところない状況である。 安全保障に関わる案件がかなり多いため、ランクを下げることは厳しいところである。 再入札いわゆる不調案件に関しては、企業実績等の参加資格を下げることは可能である。 1回目から緩和となると厳しいところである。 企業等の実績としては、「設備設計を実施したことがある」としており、最低限のレベルまで譲歩し、下げているところである。 入札参加の意向がある新規参加・参入の企業を調べたところ、競争参加資格がBとかCであり、そこまで下げることはかなり難しいところである。 宿舎等の工事・業務であれば、B以上とか、発注規模を分けて小さくするなど検討する。 方法について検討する。 高落札率については、監理業務の積算は、仕様書に人工数や宿泊費等を記載及び国交省の歩掛り等積算方法が公表されており、予定価格を類推し、かなり近い金額で応札したためと考えられる。 1者応札については、競争参加資格をAからBまで広げたものの、1者のみであり、全国的に工事の発注が増えているためと考えられる。 積算方法が公表されているため、企業は精密に積算することが可能である。
-------------------------------------	--	--

○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	予定価格が誰でも詳細にわかってしまうのはとてもまずいと思われる。 企業側に予想できない予定価格を作成していかないと。 〔総括〕 全国的に東北地方は官談法違反が多い。防衛省側でも研修等やっているかと思われるが、注意して頂きたい。 予定価格が誰でも詳細にわかってしまいう現状は、競争入札の趣旨に合わない。漏洩などのあらぬ疑義が生じないよう、対策を検討して頂きたい。	方法について検討する。 今後とも注意していく。 方法について検討する。
2 談合案件の処理状況		
談合疑義件数 0 件		(審議概要) ・なし
談合情報点検結果疑義 0 件		
項目	意見・質問	回答
○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	・なし	
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申又は勧告の内容	
	・なし	
3 入札結果の事後的・統計的分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）		
(審議概要) 指名停止・低入札の分析		
項目	意見・質問	回答
○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	・なし	
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申又は勧告の内容	
	・なし	
4 再苦情処理		
・該当事案なし		

令和 8 年度 入札監視委員会議事概要

航空自衛隊第 3 航空団

開催日及び場所	令和 8 年 7 月 2 日（木） 東北防衛局（仙台市）
委 員	伊永委員長、上林委員、棚橋委員、八島委員（計 4 名）

Ⅱ 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日	
審議対象件数	2 6 1 6 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4 件	（審議概要） 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議
一般競争	3 件	
指名競争	0 件	
随意契約	1 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
○委員からの意見・質問	第 3 航空団 ●一般競争契約	
○それに対する回答等	1 0 月分糧食(三沢)について ①予定価格の作成方法について、各品目ごとに見積徴取や市場調査をしているのか。 ②応札者が 16 者以上おり、「単価契約における予定数量に係る落札額」と「予定価格」による落札率（以下「落札率」という。）がほぼ 100%となっている、各品目ごとに見積を取っているかと思われるが、理由はどのようなことが考えられるか。 ③市場価格方式とは市場の価格を独自に調査するのではなくすべて見積のみで判断しているのか。 ④見積の金額というのはあまり競争的でないため、可能であ	①応札可能と考える複数の業者に見積依頼し各品目の最低単価を予定価格に採用している ②16 者は入札全体の入札参加業者の数であり、1 品目について 1 者からおおむね 5 者までが入札に参加している。落札業者については大半が予定価格作成時に見積徴取した最低価格の業者となっており、入札時においても著しい市場の変動がない限り最低単価で応札することが多いため落札率がほぼ 100%となっていると推察する。 ③公表価格等がある場合は必ずしも見積価格のみとはならないが糧食については見積のみである。 ④はい。

	れば近くのスーパーでもインターネットの参考となるページでも良いので自らが調べた市場価格を予定価格表の中に入れ、小売価格の方が安くなる場合はそちらを採用する方式に変えるということも考えられる。より競争的で公正な価格という意味では見積のやり方を少し改善していただくことをお願いしたい。	
	ユニットヒーター等更新工事(三沢)について ①公告に示された入札参加条件は、競争性が担保されたものとなっているのか。担保されている場合、どのような条件となっているか。 ②予定価格作成に伴う見積徴取者は何者いるのか。 ③3件ほど「(株)S I N M E I」が契約しているが、機械工事系は付近にこの会社しかないのか。 ④参加資格の等級はどのように決まるのか。	①契約内容は特殊性があるわけではなく、広く競争相手を募る一般競争入札としていので競争性は担保されていると認識している。参加条件について防衛省競争参加資格を管 A 等級にするところ、C 等級以上に緩和している。 ②2 者依頼したが 1 者のみ、入札には参加したものの見積の段階では参加はなく辞退理由も不明である。 ③参加資格を保有しているのは付近に複数者あるが競争の結果、落札業者は (株) S I N M E I になった。 ④自己資本額、経営状況等をもとに決定される。
	隊舎衛生器具等更新工事(東北町)について ①公告に示された入札参加条件は、競争性が担保されているものとなっているのか。担保されている場合、どのような条件となっているか。	①1 件目と同様にこの工事についても契約内容は特殊性があるわけではなく、広く競争相手を募る一般競争入札としていので競争性は担保されていると認識している。参加条件について防衛省競争参加資格を建築一式 D 等級にするところ、D

	② 予定価格作成に伴う見積徴取者は何者いるのか。 ③ 高落札率かつ 1 者応札となった理由はどのようなことが考えられるか。 ④ 4 月以降に発注し年度末に終わらなければならないため、冬期間を敬遠して早め早めの発注をお願いしたい。また、参加希望局を北海道まで広げることを視野に入れて欲しい。函館近辺の業者が参入してくれるかもしれない。 ● 随意契約 衛星通信料（三沢） ① 1 と 5 は衛星通信のようだが、両案件の違いは何か。また、5 と第 4 航空団の 1－7「低軌道衛星通信機器の借上げ、設置調整及び運用役務」は契約相手方が同じ KDDI（株）であるが違いはなにか。松島基地は一般競争入札で、三沢基地は随意契約の理由はなにか。 ② 1 番の契約の衛星通信と 5 番のスターリンクの契約についてどちらか 1 つの契約にはできな	等級以上に緩和している。 ② 公表資料による積算が可能となったため見積徴取は行っていない。 ③ 公表資料が市場との乖離が少なかったため、また、一部部材等の金額を業者の金額を採用したため高落札率となったと考える。1 者応札の理由は、近辺に建築一式の資格の保有業者は複数おり等級を緩和したものの契約の時期等業者の判断により入札の段階で対応できる業者 1 者しかいなかったと推測した。契約の時期が 10 月 15 日で納期が年度末となっており降雪の影響もあるかと推測する。 ④ 工事が集中した場合、対応できる業者が限られてくると思うので業者が参入しやすい時期等施工前の期間をどのようにすればよいかよくヒアリングされた形で発注を考える。 ① 1 と 5 は使用用途に違いがある。 5 と第 4 航空団の 1－7「低軌道衛星通信機器の借上げ、「設置調整及び運用役務」の違いについて、3 空団は、継続使用の目的で契約しており、4 空団については、松島基地航空祭における通信品質確保のために一時的に契約しているところに違いがある。 ② 器材の都合等によりそれぞれ契約している。
--	--	---

	いのか。 ③ 1 の衛星通信料について、令和4年と令和7年を比較した場合支払金額が上昇しているが契約内容は同じなのか。 ④ 1、2、5、9は少額随契の金額を超え1者見積なので会計法第29条の3第4項適用なのか。他に業者はいなかったのか。 ⑤ 予定価格作成に伴う見積徴取者は何者いるのか。 ⑥ 高落札率かつ1者見積となった理由はどのようなことが考えられるか。(会計法第29条の3第4項適用除く)	③ 契約内容に変更はなく、使用料の違いによる。毎月変動しており一定ではない。 ④ 1、2、5については競争性がなく29条の3第4項を適用している。9については少額随契である。近年採算が取れないとして1者応札となった。 ⑤ 関係条項の適用により見積徴取は省略している。2、9については、見積徴取業者は1者となっている。 ⑥ 9の業者は市場調査をした業者の金額を予定価格とし、同業者が落札したため高落札率となった。1者見積となったのは新規開拓しているが1者しかないというのが現状である。
	【総括】 入札監視の観点から問題となる内容はありませんでした。 見積については2者であれば十分というわけではなく、3者あるいは4者くらいの業者から徴取し、その上で妥当な金額を設定する必要があります。また、今後の契約については、降雪が影響する地域ということを配慮し、相手の要望を聞きながら多くの業者がより参入しやすいような時期を探ってもらいたい。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
2. 談合情報案件の処理状況について		
談合情報件数	0 件	(審議概要) ・ なし

○委員からの意見・質問		意 見 ・ 質 問		回 答	
○それに対する回答等					
委員会による意見の具申又は勧告の内容					
3. 再苦情処理（再説明請求回答）					
再苦情申立件数 （再説明請求件数）		総件数 0 件		（備考） ・ なし	
建設工事	一般競争（政府調達協定対象外）	件			
	公募型指名競争	件			
	指名競争	件			
	随意契約	件			
建設コンサルタント業務等※		件			
再苦情申立概要 （再説明請求概要）		申立日	件 名	契約方式	内容等

令和 8 年度 入札監視委員会議事概要

航空自衛隊第 4 航空団

開催日及び場所	令和 8 年 7 月 2 日（木）東北防衛局（仙台市）
委 員	伊永委員長、上林委員、棚橋委員、八島委員（計 4 名）

Ⅱ 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日	
審議対象件数	1 6 3 4 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	3 件	（審議概要） 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議
一般競争	2 件	
指名競争	0 件	
随意契約	1 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
○委員からの意見・質問	第 4 航空団	
	●一般競争	
○それに対する回答等	アップライトバイク外 2 4 品目	
	①公告に示された入札参加条件は、競争性が担保されているものとなっているのか。担保されている場合、どのような条件となっているか。	
	②競争参加資格は全省庁統一資格「物品 A～C 等級」を参加対象としている。参加資格を保有しているのであればどの業者でも参加可能であり、競争性を担保していると考える。	
	②予定価格作成に伴う見積徴取者は何者いるのか。	②入札参加業者が 1 者のみのため見積徴取も 1 者のみである。
	③高落札率かつ 1 者応札となった理由はどのようなことが考えられるか。	③落札業者からの見積を予定価格として採用したことが高落札率につながった。 1 者応札の理由は、購入品目について同等品以上とし、メーカー等の制限がなかったため 3 社から入札参加希望があったものの、同等品申請されたものが要求元部隊が求める重さの付加、耐久性等の条件をクリアするのが 1 者のみとなり、結果 1 者応札となった。
	④同等品申請は一部の品目のみか。すべて外国の製品となっており単価がとても高額であ	④一部の品目のみ又はすべての品目での同等品申請があった。発注については輸入コストを考慮し全体発注か個別発注か一

	る。 一部のものを国産に置き換えられる場合は分けて発注する方法も考えられるが。 ⑤国産品で代替できるものがあるれば国内産業の振興にもなる。また、3 者以上の複数者から見積徴取をする、またインターネットで小売価格の調査が可能であると思うので、そういうことも考慮して発注していただきたい。 宿泊施設借上外 8 件 ①予定価格作成に伴う見積徴取者は何者いるのか。 ②(株) ノースジャパンツアーズについて、航空券・宿泊・車両等でほぼ 1 社となっているが、付近にこの会社しかいないのか。 ③後払い方式に対応していないのは全国的なものなのか。 ●随意契約 外国軍人等の接遇 ①予定価格作成に伴う見積徴取者は何者いるのか。 ②高落札率かつ 1 者見積となった理由はどのようなことが考えられるか。	番効率的なものを考えている。 ⑤複数者からの見積徴取に努力する。 ① 1 者のみである。 ②他社にも声かけはしているが、国の支払いの原則となる後払い方式に対応していない、また、大規模の数量に対応していない、ということで辞退が発生している。そのためノースジャパンのみとなっている。今年については、他基地の取引業者が松島基地の入札に参入したいと希望があった。 ③他県では対応している業者もあった。宮城県内の業者は国のニーズと合致しなかった。 ①契約業者の 1 者のみである。 ②米軍側、空自側の参加人数が 260 人を超える大規模なイベントだったが、米軍側の参加人数が直前まで不明だったため、他者では対応できないとなったため 1 者での見積となった。
--	--	--

	③OPC(オープンカウンター)の設定基準について、どのような条件となっているか。	③基地で行う随意契約の予定価格が50万以上のものを基準にして OPC 方式で実施している。随意契約のさらなる競争参加者の拡大という観点から、公示期間を一般競争入札と同じ10日間設定している。10日間のいとまがないものは除く。
	④契約業者は東京の業者のようだが、東京から納品されたのか。	④東京の本社と契約を締結しているが、フランチャイズ契約の宮城県内の業者から納品されている。
	【総括】 入札監視の観点から問題となる内容はありませんでした。 しかし、見積を多くの方から徴取することが入札を公平にする1つの条件です。 1 者見積でその金額をそのまま採用すると、落札率 100%になるのは当然であり、複数者から見積もりを徴取したうえで自らの調査・知見を加えて決定することが大切です。 営業をかけるつもりで多くのところから見積もりを徴取する、声かけ自体ももっと広く行うということをお願いしたい。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
2. 談合情報案件の処理状況について		
談合情報件数	0 件	(審議概要) ・なし
○委員からの意見・質問	意 見 ・ 質 問	回 答
○それに対する回答等		
委員会による意見の具申又は勧告の内容		
3. 再苦情処理（再説明請求回答）		
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数 0 件	(備考) ・なし
建設	一般競争（政府調達協定対象外）	件

工 事	公募型指名競争	件			
	指名競争	件			
	随意契約	件			
	建設コンサルタント業務等※	件			
再苦情申立概要 (再説明請求概要)		申立日	件 名	契約方式	内容等